

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	移送費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第54条の4		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 国民健康保険法第54条の4 別紙のとおり		
審査基準設定年月日	平成6年10月 1日	審査基準最終変更年月日	平成6年10月 1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 90日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和6年 3月19日	標準処理期間最終変更年月日	令和6年 3月19日
所管部署	健康福祉部 国保年金課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

国民健康保険法

(昭和 33 年 12 月 27 日号外法律第 192 号)

(移送費)

第五十四条の四 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。